

## 昭和四十五年法律第七十五号

### タクシー業務適正化特別措置法

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一項の二 指定地域及び特定指定地域の指定
第二章 タクシー運転者の登録等（第二条の二・第二条の三）	第二項 第二章の二 指定地域及び特定指定地域の指定
第一節 タクシー運転者の登録（第三条・第十二条）	第一項 第二節 登録実施機関（第十九条・第三十二条の三）
第二節 登録タクシー運転者証等（第十三条・第十八条の三）	第二項 第二節 条の三）
第三章 タクシー業務適正化事業（第三十四条・第四十二条）	第三項 第四節 補則（第三十三条）
第四章 タクシー業務の特別規制等（第四十三条・第五十条）	第四項 第一章 総則
第五章 雑則（第五十一条・第五十五条）	
第六章 罰則（第五十六条・第六十二条）	
附則	

第一条 この法律は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律で「タクシー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。

この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車で該当自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるものをいう。

この法律で「タクシー事業者」とは、タクシを使用して行なう一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

この法律で「タクシー事業者」とは、タクシ事業を經營する者をいう。

2 第二項	5 第二項
規定による指定について準用する。	この法律で「指定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。
規定による指定について準用する。	この法律で「特定指定地域」とは、第二条の二の規定により指定された地域をいう。
規定による指定について準用する。	三第一項の規定により指定された地域をいう。
規定による指定について準用する。	第一項の二 指定地域及び特定指定地域の指定

5 この法律で「指定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。

6 この法律で「特定指定地域」とは、第二条の二の規定により指定された地域をいう。

三第一項の規定により指定された地域をいう。

第一項の二 指定地域及び特定指定地域の指定

(指定地域の指定)

第二項の二 国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。

第二項の規定による指定は、告示によつて行なう。

第二章 タクシー運転者の登録等  
第一節 タクシー運転者の登録  
(登録運転者の乗務)

第二項 第二節 原簿（以下「原簿」という。）を設ける単位地域（全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿（以下「原簿」という。）を設ける単位地域として国土交通大臣が指定する地域をいふ。以下同じ。）に係る原簿に登録を受けていいる者（以下「登録運転者」という。）以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

第二項の規定による指定は、告示によつて行なう。

第二章 タクシー運転者の登録等  
第一節 タクシー運転者の登録  
(登録の実施)

第二項 第二節 原簿（以下「原簿」という。）は、国土交通大臣が、第五条の規定による申請を受理したときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録の年月日を登録しなければならない。

第二項の規定による指定は、告示によつて行なう。

第二章 タクシー運転者の登録等  
第一節 タクシー運転者の登録  
(登録の拒否)

第二項 第二節 原簿（以下「原簿」という。）は、国土交通大臣が、第五条の規定による申請を受理したときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録の年月日を登録しなければならない。

第二項の規定による指定は、告示によつて行なう。

省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。  
前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、その事由を証する書面を添附し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の届出を受理したときは、第十条第一項の規定により登録を消除する場合を除き、届出があつた事項を登録しなければならない。  
(登録の取消し等)

第九条 国土交通大臣は、登録運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録運転者となる前二年以内に第一号、第三号若しくは第四号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一 この法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者の業務に関して当該事業の用に供する自動車の運転者としてこの法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくはこれに付した条件に違反する行為をしたとき。  
二 第十八条の二の規定による命令に係る講習を受けないとき。

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故(国土交通省令で定めるものに限る)を引き起こしたとき。

四 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の職務に関して輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

五 不正の手段により登録を受けていたとき。  
国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消すときは、当該登録運転者について、二年内の期間を定めて登録を行なわない旨の決定をしなければならない。

3 国土交通大臣は、登録運転者が第一項各号の一に該当した場合において同項の処分前にその登録の消除が行なわれたときは、その者について、二年内の期間を定めて登録を行なわない旨の決定をすることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

**第十一条** (登録の消除)  
国土交通大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除しなければならない。  
一 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。  
二 第七条第一項第一号又は第二号に該当しているとき。  
三 その雇用者として登録されているタクシー事業者に雇用されなくなり、又はタクシーの運転者として選任されなくなつた後、国土交通省令で定める期間を経過したとき、又は登録の消除を申請したとき。

2 前項の規定にかかるわらず、国土交通大臣は、登録運転者が国土交通省令で定める事由により登録運転者を雇用しているタクシー事業者より登録の効力を停止しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項(第三号を除く。)の規定により登録を消除し、又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、直ちにその旨を次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。  
一 第一条第一号に該当する場合 登録の消除  
二 第二項第一号に該当する場合 登録の消除  
三 第二項第二号に該当する場合(前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む)登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者に係る者を雇用したとき。

第十一条 (登録の消除)  
国土交通大臣は、前条第一項の消除に係る原簿に次の事項を記載して国土交通省令で定める期間これを保存しておかなければならぬ。  
一 登録の消除の事由(その事由が登録の取消しによるものであるときは、登録の取消しの事由)  
二 第九条第二項又は第三項の処分があつたときは、登録を行なわないこととされている

**第十二条** (原簿の謄本等)  
登録運転者は、国土交通大臣に対し、その者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。  
タクシー事業者は、国土交通大臣に対し、営業所を設けている単位地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

2 原簿の謄本等

3 (原簿の謄本等)

第十一条 (登録の取消し等)  
(運転者証の表示)  
**第十三条** タクシー事業者は、登録運転者(第十条第二項の規定によりその登録の効力が停止されたとき)  
登録タクシー運転者証等

れで第七条第一項第一号又は第二号に該当していないものをタクシーに運転者として乗務させるときは、当該登録運転者に係る登録タクシー運転者証(以下「運転者証」という。)を、国土交通省令で定めるところによつて、運転者として乗務させるものと認めたし、運転者として乗務させる運転者証を表示しなければならない。

2 (運転者証の譲渡等の禁止)  
国土交通大臣は、登録運転者が他の事業者に譲り渡し、又は貸与してはならない。

3 (運転者証の交付)  
国土交通大臣は、タクシーの運転者として登録運転者を雇用しているタクシー事業者に登録の効力を停止しなければならない。

4 (運転者証の記載事項の訂正)  
国土交通大臣は、第一項(第三号を除く。)の規定により登録を消除し、又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、直ちにその旨を次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。  
一 第一条第一号に該当する場合 登録の消除  
二 第二項第一号に該当する場合 登録の消除  
三 第二項第二号に該当する場合(前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む)登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者に係る者を雇用したとき。

第五条 (運転者証の記載事項の訂正)  
国土交通大臣は、タクシー事業者は、交付を受けている登録運転者を雇用しているタクシー事業者に登録の記載事項に変更があったときは、直ちに当該運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

第六条 (運転者証の返納等)  
タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

第七条 (タクシー事業者の登録)  
タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の中の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。  
一 第七条第一項第一号又は第二号に該当する事由により登録の効力を停止する場合を含む。  
二 第二項第一号に該当する場合 登録の消除  
三 第二項第二号に該当する場合(前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む)登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者に係る者を雇用したとき。

第八条 (タクシー事業者の登録)  
タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。  
一 第七条第一項第一号又は第二号に該当する事由により登録の効力を停止する場合を含む。  
二 第二項第一号に該当する場合 登録の消除  
三 第二項第二号に該当する場合(前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む)登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者に係る者を雇用したとき。

第九条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十一条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十二条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十三条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十四条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十五条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十六条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十七条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第十八条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、タクシー事業者は、運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第十九条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十一条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十二条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十三条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十四条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十五条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十六条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十七条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十八条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第二十九条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十一条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十二条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十三条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十四条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十五条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十六条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十七条 (登録の解除)  
国土交通大臣は、前項の規定により運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三十八条 (登録の解除)  
タクシー事業者は、運転者証をよこし、損じ、又は失つたときは、その再交付を受けることができる。

次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律若しくは道路運送法又はこれらに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しなったが、登録を取り消された後、再び登録を取り消さない者

三 法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）であつて、その業務を行う役員等（法人の役員又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。）のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 第一項の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては、その代表者等（法人の代表者又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。）の氏名

三 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

五 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、当該登録実施機関が行う当該単位地域に係る登録事務等を行なうものとする。

六 登録実施機関が登録事務等を行なう場合における第四条から第十二条まで（第九条を除く。）とあるのは、「登録実施機関」とする。

七 國土交通大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を関係する登録実施機関に通知しなければならない。

八 國土交通大臣は、登録実施機関が第一項第三号に掲げる事務を行なう場合において、当該事務を行なうため必要な事項について国土交通大臣に照会したときは、照会に係る事項を当該登録実施機関に通知するものとする。（登録の更新）

**第二十条** 前条第一項の登録は、五年以上十年以内において国土交通省令で定める期間ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の登録の更新は、登録の更新を受けようとする者の申請により行う。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の登録の更新について準用する。

**（登録事務等の実施に係る義務）**

二 登録実施機関は、登録事務等を行う場合を除き、遅滞なく、登録事務等を行わなければならない。

3 ことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、登録事務等を行わなければならない。

4 登録実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により登録事務等を行わなければならない。（登録事務の変更の届出）

**第二十二条** 登録実施機関は、第十九条第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録事務等規程）

**第二十三条** 登録実施機関は、登録事務等の開始前に、登録事務等の実施に関する規程（以下「登録事務等規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務等規程には、登録事務等の実施方法、登録事務等に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録事務等規程が登録事務等の公正かつ適確な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。（登録諮詢委員会）

2 登録実施機関には、登録諮詢委員会を置かなければならない。

3 登録諮詢委員会は、登録実施機関の代表者等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十一条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。）の諮詢に応じ登録事務等の実施に關し調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を登録実施機関の代表者等に述べることができる。

4 前号の書面の謄本又は抄本の請求

2 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが開覧又は謄写の請求

3 前号の書面の謄本又は抄本の請求

2 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の開覧又は謄写の請求

3 前号の書面の開覧又は謄写の請求

2 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の開覧又は謄写の請求

3 前号の書面の開覧又は謄写の請求

2 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の開覧又は謄写の請求

3 前号の書面の開覧又は謄写の請求

2 登録諮詢委員会の委員は、タクシードライバーや組織する団体が推薦する者、タクシードライバーや組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者

る者のうちから、登録実施機関の代表者等が任命する。（秘密保持義務等）

**第二十五条** 登録実施機関の登録事務等に従事する役員等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮詢委員会の委員又はこれらの職にあつた者は、登録事務等の実施に係り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録実施機関は、登録事務等に従事する役員等及び職員並びに登録諮詢委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

**第二十九条** 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録事務等を行なうべきこと又は登録事務等の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 登録実施機関が登録事務等の実施に従事する役員等は、その登録実施機関に對し、同条の規定による登録事務等を行なうべきこと又は登録事務等の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 登録の取消し等（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

**第二十六条** 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的・磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この条において同じ。）を作成がされていいる場合における該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するにともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録の取り消し又は期間を定めて登録事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 第十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

4 第二十二条、第二十六条第一項、第二十七条条又は次条の規定に違反したとき。

3 第二十三条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた登録事務等の規程によらないで登録事務等を実施したとき。

4 第二十三条第三項、第二十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

3 第二十三条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた登録事務等の規程によらないで登録事務等を実施したとき。

4 第二十二条、第二十六条第一項、第二十七条条又は次条の規定に違反したとき。

**第三十条** 国土交通大臣は、登録実施機関が第三十九条第二項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（適合命令）

**第三十一条** 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第二十二条の規定による届出があつたとき。

3 第二十二条の規定による届出をしたとき。

4 第三十条の規定により登録を取り消し、又は登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

5 第三十二条の三第一項の規定により国土交通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。



し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

**第三十九条の三** 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、適正化業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

**第四十条** 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十四条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十五条第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、適正化業務を行つたとき。

三 第三十七条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた事項に違反して、負担金を徴収したとき。

四 第三十九条の二第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

五 不當に適正化業務を実施しなかつたとき。(指定を取り消した場合における経過措置)

六 國土交通大臣は、前項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

2 第四十一条 前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に同一の特定指定地域について新たに適正化事業実施機関を指定したときは、取消しに係る適正化事業実施機関の適正化業務に係る財産は、新たに指定を受けた適正化事業実施機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合における適正化業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

#### 第四十二条 削除

##### 第四章 タクシー業務の特別規制等

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

**第四十三条** 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るために必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅

客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができます。

2 國土交通大臣は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

3 第三十三条の規定は、前項の場合について準用する。

#### (不正表示の禁止)

**第四十七条** 何人も、第十三条又は前条第一項の規定により表示する場合及び國土交通省令で定める場合を除き、タクシーに運転者証若しくは事業者乗務証又はこれらに類似するものを表示してはならない。

2 國土交通大臣は、第一項の指定をするときには、当該指定をする地区に係る都道府県公安委員会及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路の管理者に協議しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、國土交通省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシー乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

4 國土交通大臣は、第一項の指定をするときは、(タクシー等に関する届出)

**第四十四条** 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の國土交通省令で定める事項を國土交通大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

**第四十五条** 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者は、その事業の用に供する自動車で指定された(タクシーである旨の表示等)

**第四十六条** 國土交通大臣は、申請により、指定地域(特定指定地域を除く。)にあつては当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定地域にあつては当該特定指定地域に係る登録実施機関又は適正化事業実施機関に、前条第一項の試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 登録実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

3 適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

4 第一条の規定により登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行うときは、前条第

一 次項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項又は次項若しくは第七項において読み替えて準用する第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、試験事務を行つたとき。

2 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により表示する場合及び國土交通省令で定めた場合を除き、タクシーに運転者証若しくは登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

3 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

4 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

5 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

6 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

7 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

8 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

9 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

10 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

11 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

12 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

13 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

14 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

15 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

16 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

17 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

18 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

19 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

20 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

21 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

22 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

23 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

24 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

25 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定により登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他」とあるのは、「料金」、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは、「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは、「及び収支予算」と読み替えるものとする。

#### (報告及び検査)

**第五十一条** 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要な報告があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者、登録実施機関又は適正化事業実施機関に対し、その業務に関する報告書を提出し、必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査する。





